

平成 2 7 年

# 第 1 回 忠岡町議会定例会会議録

第 2 日

平成 2 7 年 3 月 1 1 日

忠 岡 町 議 会

平成27年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

平成27年3月11日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士君	2番 前田 弘君	3番 松井 秀次君
4番 藤野 喜義君	5番 是枝 綾子君	6番 河野 隆子君
7番 和田 善臣君	8番 藤田 茂君	9番 北村 孝君
10番 前田 長市君	11番 高迫千代司君	12番 森 政雄君

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	前川喜代治
町長公室長	原田 毅	住民部長	前田 忠嘉
健康福祉部長 (教育委員会教育部)	萬野 義則	産業まちづくり部長	藤田 裕
部 長	長屋 孝之	理 事	大谷 忠
消 防 長	森野 博志	消防次長	西川 一男

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	小西 博幸
係 長	藤原 直臣

(会議の顛末)

議長 (藤田 茂君)

おはようございます。

第1回定例会2日目の開会に先立ちまして表彰状の伝達を行います。

このたび全国町村議会議長会定期総会において、杉原健士議員、前田 弘議員、藤野喜義議員、前田長市議員が議員在職15年以上の自治功労者として、それぞれ表彰を受けられ、私、藤田 茂も表彰を受けております。

また、大阪府町村議会議長会定期総会において、是枝 綾子議員が議員在職22年以上の自治功労者として表彰を受けられました。

表彰を受けられました各議員に対しまして、心から敬意をあらわすとともにお祝いを申し上げます。

局長。

事務局長 (小西 博幸君)

それでは、ただいまから表彰状の伝達を行います。

初めに、是枝 綾子議員、ご登壇お願いいたします。

議長 (藤田 茂君)

#### 表彰状

忠岡町議会

是枝 綾子 殿

あなたは22年以上にわたり町村議会議員として地方自治の振興発展に寄与貢献されたその功績はまことに顕著であります。

よってここに表彰します。

平成27年3月3日

大阪府町村議会議長会会長 藤田 茂

(拍手)

事務局長 (小西 博幸君)

続きまして、杉原 健士議員、お願いいたします。

議長 (藤田 茂君)

#### 表彰状

大阪府忠岡町

杉原 健士 殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。

よってここにこれを表彰します。

平成27年2月6日

全国町村議会議長会会長 蓬 清二

(拍手)

事務局長（小西 博幸君）

続きまして、前田 弘議員、お願いいたします。

議長（藤田 茂君）

表彰状

大阪府忠岡町

前田 弘 殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。

よってここにこれを表彰します。

平成27年2月6日

全国町村議会議長会会長 蓬 清二

（拍手）

事務局長（小西 博幸君）

続きまして、藤野 喜義議員、お願いいたします。

議長（藤田 茂君）

表彰状

大阪府忠岡町

藤野 喜義 殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。

よってここにこれを表彰します。

平成27年2月6日

全国町村議会議長会会長 蓬 清二

（拍手）

事務局長（小西 博幸君）

続きまして、前田 長市議員、お願いいたします。

議長（藤田 茂君）

表彰状

大阪府忠岡町

前田 長市 殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。

よってここにこれを表彰します。

平成27年2月6日

全国町村議会議長会会長 蓬 清二

（拍手）

事務局長（小西 博幸君）

続きまして、藤田議長も受賞されておりますので、河野副議長より伝達をお願いしたい

と思います。

河野副議長、よろしく願いいたします。

副議長（河野 隆子君）

表彰状

大阪府町村議長会

会長 藤田 茂 殿

あなたは町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献せられた功績は特に顕著であります。

よってここにこれを表彰します

平成27年2月6日

全国町村議会議長会会長 蓬 清二

（拍手）

議長（藤田 茂君）

以上で表彰の伝達式を終わります。

議長（藤田 茂君）

ただいまから、会議を再開いたします。

議長（藤田 茂君）

本日の出席議員は、議員定数12名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

（「午前10時00分」開会）

議長（藤田 茂君）

本日の議事日程を事務局長より報告いたします。

事務局長（小西 博幸君）

議長。

議長（藤田 茂君）

局長。

事務局長（小西 博幸君）

平成27年第1回忠岡町議会定例会議事日程（2日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1 一般質問

以上でございます。

議長（藤田 茂君）

日程第1「一般質問」を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

なお、質問時間は、30分となっておりますので、ご協力お願いいたします。

議長（藤田 茂君）

まず、初めに北村 孝君の発言を許します。

9番（北村 孝君）

議長。

議長（藤田 茂君）

北村君。

9番（北村 孝君）

公明党の北村でございます。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず初めに、国民健康保険についてお伺いいたします。

国基準の改正に伴い、本町の保険料を平成27年4月1日から改正される議案が、この3月2日に可決されたところであります。国基準より6万円低いとはいえ、大変心苦しいところであります。しかしながら、制度の安定的な運営、維持を考えると、やむを得ないとの思いがあります。

そこで、被保険者の保険料と税で賄うことから、被保険者間の公平性を考えると、保険診療を1年間受けなかった世帯を対象に奨励金を渡す制度の創設を求めるものであります。参考ではあります。岡山県総社市で実施されている健康推進奨励金、支給額は対象の世帯につき1万円を支給。要件は、1. 国保の被保険者で4月1日から翌3月31日まで保険診療を全く受けていない。2. 40歳以上の被保険者がいる場合、対象者全員が生活習慣病の早期発見を目的に行う特定健診を受けている。3. 国保税を完納している等の3つの全てを満たす世帯が対象に支給されています。

市によりますと、支給された市民からは、奨励金をもらえたことをきっかけに、一層健康に気をつけていきたいとの声が上がったといます。そして、実施されたことにより、特定健診受診率も上がり、国保の1人当たりの医療費も県内で最も低くなった成果も上げています。保険制度の性格からも、医療費が低くなれば保険料の抑制にもつながるのではないかと。本町でも取り組んではと考えるが、答弁を求めます。

健康福祉部長（萬野 義則君）

議長。

議長（藤田 茂君）

萬野部長。

健康福祉部長（萬野 義則君）

議員ご質問の件に関しまして、国保会計におきまして平成16年度まで健康家庭及び健康老人を対象としまして、1年間保険給付を受けていない世帯と、65歳以上の個人で滞納がなく保険料を完納している世帯に対しまして、表彰し、記念品を贈呈させていただ

ておりましたが、しかし、平成14年度から16年度まで3年間赤字決算が続き、累積赤字が増加したこと、また健康の保持・増進や医療費の適正化が目的であることから、診療抑制がされ、健康を害するおそれがあることなどの理由によりまして、大変残念でありましたが、平成17年度から廃止といたしました。

ご指摘の奨励金の創設につきましては、対象となる世帯の方々には申しわけございませんが、現在の国保の財政状況を鑑みますと難しく思われますので、どうぞよろしくご理解のほどお願いいたします。

9番（北村 孝君）

議長。

議長（藤田 茂君）

北村君。

9番（北村 孝君）

今、部長のほうから答弁ありましたが、さまざまな理由によって、本来本町もそういった、現金ではありませんが、記念品等をお渡ししたということが、財政の赤字等を含めて17年度に廃止したという答弁であります。その廃止した中に、これをいただくために、かかった病気であるのに、あえてそれをいただくために病院には行かなかったということの説明もあったかと思えます。しかしながら、私もそうすけども、軽い風邪とか、そういったことではなかなか病院にも行きませんが、命にかかわるようなことがあれば、そういった奨励金等の類いのものをいただくために行かないということもないと思えますので、今後、平等といいますか、被保険者間の公平性からも、やはり1年間、長きにわたって使っていないというところにあって、何らかの形で形にして還元すべきではないかと、こう思います。

ここ何日か前に、一般新聞ですが、この国保も市町村から都道府県に変わっていくというような、保険者が変わるというような報道もされております。2018年ですかね。そういったこともあって、国保自体の財政的なものもそれによって変わってくるのかなとは思いますが、その間だけでも何らかの形でお取り組みをいただくような、また奨励金ではなくて、ほかの形でそういった保険を使っていない世帯に対して還元するというようなことはお考えでないか、改めて質問させていただきます。

健康福祉部長（萬野 義則君）

議長。

議長（藤田 茂君）

萬野部長。

健康福祉部長（萬野 義則君）

ただいまご指摘いただきました件につきましては、十分に念頭に置きながら、今後調査研究してまいりたい、このように思っております。また、今後3年先には広域化もごさい

ますので、そういった観点を見据えまして、今後検討してまいりたいと考えております。

9番（北村 孝君）

議長。

議長（藤田 茂君）

北村君。

9番（北村 孝君）

よろしく願いいたします。

続きまして、ごみ問題について質問をさせていただきます。本町では、平成20年10月から一般ごみ有料化になり、いわゆる指定袋制になり、昨年10月より廃プラの収集にも取り組まれ、ごみの分別、減量の促進、また発生抑制、再利用、再生利用のいわゆる3Rの推進を図られているところであります。

そこで、当初からの住民の要望であります使いやすいレジ型ごみ袋に形状を変える考えはあるのか、答弁を求めます。

議長（藤田 茂君）

前田部長。

住民部長（前田 忠嘉君）

本町におきましては、一般家庭ごみ有料化当初より、指定ごみ袋の形態については加工の工程で無駄の少ない平袋型を採用しておりますが、一般家庭ごみ有料化を実施している近隣市町においては、指定袋についてレジ袋タイプを採用している市町村が多いと思われまます。しかし、本町に登録されている平成25年、26年度指定ごみ袋作成登録業者は1社のみが登録されておりますので、平成27年度につきましては従来どおりと同様の平袋型を採用する予定でございます。

また、次年度以降におきましては、レジ袋タイプについて、耐久性、コスト面等を検討して、今後のレジ袋にするかということでの検討を重ねてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（藤田 茂君）

北村君。

9番（北村 孝君）

部長、私もこの質問、ほんとに何回もあらゆるところで質問もさせていただいております。そういった一般ごみの有料化というのも落ち着いてきまして、ここへ来て廃プラの収集もされて、非常に我が家でも一般ごみが少なくなつて、大きい容量より小さい容量でおさまるといふようなことがあります。しかしながらやはりサービスというものは、少し住民が思っているかゆいところに手が届くというか、そういった配慮が1つのサービスではないかと思つたので、しっかり27年度はこの状態でいくということ、在庫の部分もあるでしょうし、28年以降、ぜひこのレジ袋型にさせていただくように改めてお願いして



おきます。この件については、質問を終わらせていただきます。

続いて、事業系ごみについてであります。一般ごみは有料化になっております。事業系ごみも多分、形としては指定業者が直接事業所とやりとりをしながら収集に当たっていると思います。ところで、私が思うに、この事業系ごみ、これの基準ですよ。事業をなさっているところは全部事業系ごみで、直接指定業者と収集の契約をされておるのか、いや事業者でもおたくはごみが出ないからいいですよというところがあるのか、この辺の事業系の線引きですよ。この辺はどう認識されておるのか、ちょっと答弁をお願いします。

住民部長（前田 忠嘉君）

議長。

議長（藤田 茂君）

前田部長。

住民部長（前田 忠嘉君）

ただいまの質問につきましては、いわゆる一般家庭ごみの概念といたしましては、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物ということで、一般家庭ごみとくくっております。事業系のごみにつきましては、事業活動に伴って生じた廃棄物ということで枠を持っておりますが、忠岡町が事業系のごみとして取り扱いさせていただいておりますのは、事業系廃棄物のうち産業廃棄物を除くものという概念で処理させていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（藤田 茂君）

北村君。

9番（北村 孝君）

産業廃棄物はわかります。しかし、例えば私も何軒かお聞きしたんですが、飲食店の場合はかなり物が出ると思います、割り箸なりいろんなものが。しかし、同じ事業をしていますが、理髪店ですが、例えば当然髪の毛も出ます。散髪屋さんですから、理髪店ですから。しかし、そこは一般ごみで出されております。それと、もう1軒は、私はその理髪店に聞いておりませんが、近所の方に聞きますと、かなり業者とそういったことで何かもめていたようなこともお聞きしております。

この収集に当たっての指定業者と事業者との間でトラブルも、1つのいわゆる現金のやりとりですから、これのトラブルもあるようなことも聞いておりますし、事業所によって値段が違っていると、ばらつきがあると。これは考えるに当たって、ごみの量が多いから通常値段で取っているのか、少ないから少し通常値段より下げているのか、この辺についてはわかりませんが、やはり公平性という立場から、もう少し明確化する必要があるのではないかと思います。

部長が答弁されたように、産業廃棄物以外のところは、出せる事業所以外、全て事業系ごみとして指定業者と収集の契約をするのが本来なのか、例えば事業をしてもごみが出

出ないところがありますよね。例えば、私のところの近くにも自転車屋さんがあります。そこでもそんなにごみは、そういったごみは出ません。お米屋さんもありますけど、出ません。ですから、一般ごみで出されております。自転車屋さん場合は産業廃棄物として出されておりますから、そういった事業系ごみで出す必要もないということで、その辺の線引きですよね。だから、文句を言うた事業所が、不服のある事業所が得するのか。黙っているところは、指定業者から「あんたところは事業所やから、事業ごみで契約してもらわな困るよ」というようなことで、恐らくこういったことでトラブルもお聞きになっているかなと思うんですが、そういったことのトラブルを聞いていらっしゃるのか、いらっしゃらないのかが1つと、もう一度聞きますけど、産業廃棄物はわかりますけど、それ以外の事業所に対しての線引きというのはあるんでしょうか。

議長（藤田 茂君）

前田住民部長。

住民部長（前田 忠嘉君）

まず、忠岡町が取り扱っております事業系ごみにつきましては、忠岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第4条第1項において、「事業者は、その事業系廃棄物をみずからの責任において適正に処理しなければならない」と定めており、本町におきましては、忠岡町クリーンセンターに事業者みずからが直接搬入される方法、もしくは町から許可を受けた収集業者と契約をし、忠岡町クリーンセンターに持ち込むという、この二手がございます。

また、事業系ごみにつきましては、事業所、商店ごとに出される内容、またごみの量、収集の回数等が異なるため、各事業所において事業主といわゆる収集業者の中で契約を結び、金額を定めているものと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それともう1点、私、この4月に住民部長になってから、そういう苦情につきましては、記憶の中では1件ございます。お隣と金額が違うとかということで、そこにつきましても当然、その事業者と収集業者の中での契約に基づいてされているということで、協議していただきたいということでお願いいたしまして、その分については解決したように自分は解釈しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（藤田 茂君）

北村君。

9番（北村 孝君）

収集の方法としては、直接搬入されるのと、収集業者が収集するのと、事業所と契約されて、2通りあるということですが、この直接搬入された場合のいわゆる費用といいますが、処理費用というのはどのような形で収集されているのか。一般ごみは当然袋ですから、クリーンセンターへ持っていけば、そのまま取っていただけますけども、粗大ごみの場合ははかりの上に乗って、キロで計算されておりますよね。その辺の事業系ごみの

場合に、直接持ち込みされた場合、どういう料金体系になっているのか、教えていただけますか。

議長（藤田 茂君）

前田部長。

住民部長（前田 忠嘉君）

50キロを基準に金額の設定をし、議員おっしゃられますように、クリーンセンターの入り口でいわゆる計測ですね、測量をし、それに伴う費用の負担をお願いしております。

以上でございます。

議長（藤田 茂君）

北村君。

9番（北村 孝君）

その金額、まず50キロを基準にしたその金額をまた教えていただきたい。収集業者がいわゆる事業所と契約されている金額は一定定められているのか、業者任せなのか、この辺のことも。例えば、下と上とといいますか、わかりやすくといいますか、2業者あるんでしょうかね、この収集される業者は。個々の業者間の金額の違いはないのか、この辺も教えていただきたい。

議長（藤田 茂君）

前田部長。

住民部長（前田 忠嘉君）

先ほどもお願いいたしましたように、事業所から出るごみの内容、量、それと例えば各事業所においては、朝のうちに収集をお願いしたい業者とか、夕方に希望する業者等々、いろんな条件が皆さん違うように聞いておりますので、業者についてはその辺も考慮に入れ、当然指定の業者と契約をされているというふうに解釈しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（藤田 茂君）

北村君。

9番（北村 孝君）

いろんな事情があって、そういうような形になっているんでしょうけども、やはり今後トラブルとか、大きなあれではないですから、泣き寝入りではないですけど、事業所さんのほうもいろんなことがあってもそのままにされているのかなという思いもあります。中には、これはもう町に言うていかなあかんやと言うて、そういったことも、今部長が就任されてから1件、そういった苦情の連絡が入っているということですが、今後こういったことでトラブルにならないように、やはり取っていただく事業所にとっては弱い立場になりますから、当然収集業者もそういうトラブルをするようなことにも非常に心苦しいでしょうし、ここでひとつ提案といいますか、部長もご存じかなと思うんですけども、泉大

津、高石市、和泉市、いわゆる泉北広域でごみ処理されております。この場合は、この3市の場合は、3市といっても同じ収集のあれですから、事業系ごみも袋制にしているということで、これはいいことやなど。量が多ければ多いほど袋を使う、余分に2つになり3つになるだけのことで、この辺については適正であるし、不公平感もないというように思います。

ちなみに、45リッターは70円。比較的一般ごみの袋に比べると少し若干割高です。というのは、恐らくごみ袋の肉厚も違うのかなと思いますし、袋の大きさも違うはずで、話、途中になりましたけども、45リッターが70円で、70リッターが100円と、これは3市皆、同じあれですから、統一されております。

しかしながら、これはあくまでも処理としての一応有料のごみ袋にしているということで、運搬料というのはこの3市は市から委託料をもらってないですから、今忠岡でやっている形で、直接事業所と契約を結んでいるみたいです。恐らく値段もきちっとしたものがあると思います。それはそれでいいのかなと。私どもから見れば、二重取りやないかという考えもあるんですけど、委託をされていないがために直接そういう運搬費用ということで、有料のごみ袋以外に金額を多分事業所がその収集業者にお支払いされているというようなことになっておると思います。本来は、やっぱりもともと無料やっただけですね。そういったことから、こういった事業系から出るごみが有料化になり、また収集業者との間にその運搬費用ということで契約もされているということです。

本町の場合は、既に直接指定業者が、収集業者が契約されておりますので、これはこれで私は本町でどれぐらい今現在、この忠岡町内で契約を結んでいる業者がいらっしゃるのか、その数字は恐らくつかんではと思うんです。一軒一軒の名前はわからないとしても、指定業者で、忠岡町が指定した業者ですから、その辺は当然把握されてると思います。そういうところから考えると、現在の忠岡の現行のあれから見れば、私は委託されてもいいんと違うかと、ごみ袋制にしたらいいと違うかなと思うんです。当然ごみ袋制にすれば、委託料としては出ますけども、袋の歳入というのは入ってきますから、この辺の、いや、お金がないから、財源が厳しいから委託も云々、直接やっってもらおうほうが我々のそういった仕事の量的なものも減るといいますか、ほかのところで仕事もできるということの考えもあるんでしょうけども、やはり忠岡が指定している業者でありますから、丸投げではなしに、やはりその辺もきちっと線引きをして、委託やったら委託する、大きな軒数は私はないと思います。1,000軒もない、500軒もあるのかなと思います。恐らく100軒、200軒ぐらいかなと、数字はつかんでおりませんがね。その辺があるので、そういったことからどういった積算で委託料を決めるのかわかりませんが、きちっと委託されて、事業系ごみもごみ袋制にすれば、不公平感もないしということで考えているんですけど、この辺については部長、どう考えておられますか。

議長（藤田 茂君）

北村君、この件については3回目になりますので、最後の答弁といたします。前田部長。

住民部長（前田 忠嘉君）

議員おっしゃられますように、泉北環境管内におきましては、指定袋を作製し、事業系ごみの収集に当たっているということは、当町のほうでも確認はしておりますが、そこでの問題点が、いわゆる袋については指定をしておりますが、議員おっしゃっていましたように、運送にかかる費用については各事業所と契約をしているというふうに確認させてもらっております。

忠岡町におきましては、現状のみずからがクリーンセンターのほうに搬入する方法、もしくは指定されている業者と契約をし、業者を介してクリーンセンターに搬入する、いずれの方法についてもメリット、デメリットがあると思われれます。ですから、その辺も今後の検討課題とし、方法をまた定めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（藤田 茂君）

北村君。

9番（北村 孝君）

いろいろな角度から質問させていただきまして、まだ質問もしたいところがあるんですが、ごみ袋の直接の持ち込みの値段も答えていただいていたかなと思いますし、業者がどれぐらいの基準で、幾ら直接事業者と契約されている金額も聞いておりません。これは改めてまた聞く機会があれば聞きます。

いろいろお聞きしました。本町もこのごみについては、かなり積極的に私はされているというふうに、現町長になられて、このごみについては非常に取り組んでいるなという感もあります。しかしながら、ごみの分別、減量の促進を図るために、受益者負担の原因者負担との原則に基づいて、やはりしっかりと取り組んでいっていただきたいと思います。よろしく願いします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（藤田 茂君）

以上で、北村 孝君の一般質問を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

次に、松井 秀次君の発言を許します。

3番（松井 秀次君）

議長。

議長（藤田 茂君）

松井君。

3番（松井 秀次君）

自民党の松井でございます。町長に人権施策の推進についてお伺いをいたします。

町長は就任以来、10回目の施政方針を述べられました。その中で、人権問題についての考え方が変わられたのかどうか、お伺いいたします。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

変わったつもりではありません。ご承知のように、本町では昭和56年に人権擁護都市宣言をしているということですので、私としてはこのような精神にのっとって運転していこう、あるいは自分の生活をしていこうということですので、ぶれているつもりはありませんので、またそういうときには叱っていただけたらありがたいと、こういうように思っています。

議長（藤田 茂君）

松井君。

3番（松井 秀次君）

町長に私からもお願いいたします。人権協会などと差別のない明るいまちづくりをすると言うて、町長は啓発活動をされております。これをくれぐれも町長在任の間は続けていただきたいと思います。町長、どうですか。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

ありがとうございます。ご承知のように、人間の人格や、あるいは個々のプライバシー等々に対して人権侵害をするということは、私たちの生活が乱れてくると。私たちの生活を向上していくためには、私は大切なことだと、こういうふうにも思っている次第です。したがって、これからは住民各位には人権尊重の精神を高揚していくと、こういうことで努めてまいりますので、ご指導賜りたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（藤田 茂君）

松井君。

3番（松井 秀次君）

それでは、町長にその件についてはお任せいたします。忠岡の校長先生ですからね、生徒みんなに人権のことについてはこうやでとお願いいたして、私の質問を終わります。

議長（藤田 茂君）

以上で、松井秀次君の一般質問を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

次に、前田長市君の発言を許します。

10番（前田 長市君）

議長。

議長（藤田 茂君）

前田君。

10番（前田 長市君）

公明党の前田です。よろしく願いいたします。平成27年度の施政方針の中より質問させていただきます。

まず、第1点目であります。広域連携の推進についてであります。「消防、ごみ処理、し尿処理、上水事業、観光など広域的に共通する行政課題について、基礎自治体として行政の高度化・効率化や、住民生活の安定化に資するため、近隣自治体との広域連携を積極的に検討、推進してまいりたいと考えております」というふうに施政方針の中で述べておられます。この施政方針の中を見ますと、特にこの広域につきましては、3回もあらゆる箇所で広域を推進していくということを述べられております。

そこで、5つ挙げられておりますが、その中にあります3つ、ごみとし尿と上水、この3点について質問させていただきたいと思っております。

まず1点目は、ごみ処理についてであります。私も昨年3月に、忠岡町のクリーンセンターの長期包括事業が平成31年の3月の31日で締結が終了するわけでありまして。それに伴って、それを継続していくのか、それとも今後、広域制でごみ処理をしていくのか、その辺を昨年3月に質問させていただいた経緯があります。その中で、平成31年の4月以降については、現施設を使用するのか、また広域であるのか、今後しっかりと検討し、勉強していきたい、こういうふうに答弁をいただいているところであります。

あれから1年がたちまして、今回、またこのごみの処理につきましては、平成27年度中に一定の方向性を示すと、このように答弁いただいているところでありますので、その後どのように推移が進められているのか、答弁をお願いいたします。

住民部長（前田 忠嘉君）

議長。

議長（藤田 茂君）

前田部長。

住民部長（前田 忠嘉君）

まず、ごみ処理の広域化につきましては、現在、岸和田市貝塚市清掃施設組合、及び泉北環境設備施設組合、及びそれぞれを構成されている市へ出向き、忠岡町の現状要請を、

また両施設組合の現状受け入れに当たっての諸問題等をお聞かせいただき、広域化の推進について検討いたしております。現在はそういう時点でございます。

10番（前田 長市君）

はい。

議長（藤田 茂君）

前田議員。

10番（前田 長市君）

今のところまだどちらにするかということは決めておらないと、今後の課題ということでもあります。どうすることが忠岡町にとって一番効率がよく、また経済的にも、また住民のためにもいいか、しっかりとまた検討していただきたいなど、このように思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目のし尿処理についてであります。忠岡町におきましても水洗化が進みまして、し尿の処理が非常に、現在も全体の1割前後ぐらいのし尿処理になっているかと思っております。その現状を踏まえて、やはり効率化を考えますと、広域も検討していかなければならないのではないか、このように思いますが、どのように推移されているのか、答弁よろしく願いいたします。

議長（藤田 茂君）

前田部長。

住民部長（前田 忠嘉君）

し尿の広域化につきましては、泉州地域し尿処理施設広域検討会で議論が重ねられ、大阪府の広域化案及び立地条件等を勘案し、泉北環境整備施設組合管理者宛てに、し尿及び浄化槽汚泥の処理について正式にご依頼申し上げたところでございます。今後、泉北環境整備施設及び構成市と勉強会等を重ね、広域化の推進について努力していく次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。

10番（前田 長市君）

議長。

議長（藤田 茂君）

前田議員。

10番（前田 長市君）

し尿処理につきましては、どこの自治体も推進化が進んでおられて、広域化を進めて考えておられるかと思いますが、大阪府からの特に指導というのはあるんですか。

議長（藤田 茂君）

前田住民部長。

住民部長（前田 忠嘉君）

大きく分けまして堺から以南につきましては、高石からいわゆる岸和田市までを一くく



りとして、それともう1つは貝塚市から岬町を一くくりとしての2つの広域化を府のほう  
は示されております。忠岡町におきましては、当然前者のほうを選択するという  
ことで、立地条件等を勘案いたしまして、先ほどお願いいたしましたように泉北設備環境施設組合  
宛てに、し尿処理及び浄化槽汚泥の処理委託について正式に協議をお願いしたいとい  
うことで進めております。

10番（前田 長市君）

議長。

議長（藤田 茂君）

前田議員。

10番（前田 長市君）

ひとつまた今後の課題として、広域というのは相手もあることですので、非常に時間  
もかかるかと思えます。ひとつまたよろしくお願いいたします。

3点目であります、上水事業についてであります。施政方針の中に「大阪広域水道企  
業団との水道事業の統合について検討、協議を進めてまいりたい」とあります。これが施  
政方針の中にあるわけですが、私は岸和田市と忠岡町が上水事業の統合というんですか、  
広域、そういうような推進をしているのかなと思っておりましたが、今この施政方針の中  
にもありますように、大阪の広域水道企業団との水道事業の統合ですね、こういうことを  
考えているというふうに施政方針の中に出ております。これは今現在、どういうふうな形  
で検討されているのか、また他にそのような自治体があるのか、ちょっとその辺、答弁お  
願いいたします。

議長（藤田 茂君）

藤田部長。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

上水事業について答弁させていただきます。

大阪広域水道企業団と府内市町村との水道事業の統合の現状につきましては、現在、府  
内43市町村中、四條畷市、太子町、千早赤阪村の1市1町1村の3団体が、平成29年  
4月の統合に向けての検討、協議を進めているところでございます。

本町におきましても、水道施設の老朽の増加等の課題もある中で、今後はこの3団体の  
協議内容を十分に踏まえまして、大阪広域水道企業団との正式な協議に入る前に勉強会を  
重ねていき、水道事業を統合することによって、本町にとってどんなメリットがあるのか  
ということの検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願  
いいたします。

10番（前田 長市君）

議長。

議長（藤田 茂君）

前田議員。

10番（前田 長市君）

そうしますと、こういう大阪府下でこのように1市1町1村の3団体が大阪広域水道企業団と統合を今既に協議しているということで、忠岡町はまだそこまでは行ってないですが、かなりの老朽化が進んでおりまして、お金も今後、この上水事業についてはかかっていくので、この水道企業団と統合していくのがいいのか、またそのまま忠岡町単独でしていくのがいいのか、今後の検討、勉強会を重ねていくという方向性だと思いますが、今現状におきましては、こういう企業団と統合することによって、例えば忠岡町の浄水場とかいろんな設備等の老朽化を、一緒になった場合、企業団が持ってくれるのか、その辺はどうなんですか。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

議長。

議長（藤田 茂君）

藤田部長。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

すみません、その辺のことにつきましても、今3団体が協議を重ねておりますので、最終の報告というのがことしの7月に出てくる予定だと聞いております。その辺も踏まえまして、今のところは向こうが全て持ってくれるのかどうかというのは判明しておりませんので、今後、3団体の協議結果、それと勉強会等を重ねる中で、その辺も判明していくと思いますけど、今現在のところはちょっとわからない状態でございます。

10番（前田 長市君）

はい。

議長（藤田 茂君）

前田議員。

10番（前田 長市君）

ありがとうございました。この広域の連携推進については、施政方針で町長も積極的に進めていくというふうに述べられておりますので、全体的な広域について一言、町長のほうからもひとつ述べていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

基本的には、施政方針でも言いましたように、広域化を積極的に進めていきたいと思っております。といいますのも、今岸和田の話が出ましたが、近隣、やっぱり仲よくお付き合いしていくということは大切なことだと、こういうように思っております。水道につきましては、もうほとんどの市町が府から受水しておりますので、そういった点においても

共通する面が多いのではないかと、こういうように思っております。

本町の実態をいろいろと皆さん方もご承知のように、会計的にも非常に貧弱でありますし、技術的にも、また資料収集のほうにおいても劣る点が多いわけでございます。そういう点においても、隣の力を借りる、広域的な面においてそういった面が向上するのではないかと、こういうように思っております。

自慢ではありませんが、ことしから本格的に運営しましたコンピューターのクラウド化も、どんどん私どもに群がってきていると、こういうようなことも自信ありますし、小児の休日診療にいたしましても、非常に黒字化していると、こういったようなことで、まだほかにも福祉の面にもありますが、こういった点のほかにインフラ整備もやれると、こういう自信を持っておりますので、ひとつ理解を賜りたいと、こういうように思っている次第でございます。

10番（前田 長市君）

議長。

議長（藤田 茂君）

前田議員。

10番（前田 長市君）

ありがとうございました。それでは、次の質問にさせていただきます。

国のほうで地方創生に大変今、力を入れているところであります。国では、まち・ひと・しごと創生法を制定し、国と地方が総力を挙げて人口減少社会の克服と地域の活性化に向けて取り組むことになったことも、施政方針に取り上げておられます。このような中で、忠岡町において地方創生に向けた平成26年度の交付金が補正予算で交付されております。国のほうではこの予算が、3兆5,000億の補正予算が計上されているところであります。その中で、本町は子育て支援や地域の活性化策のために、この地方創生に取り組んでいくと、このように述べておられますので、その取り組みについてどのようにされるのか、もう少し詳しく述べていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

町長公室長（原田 毅君）

議長。

議長（藤田 茂君）

原田公室長。

町長公室長（原田 毅君）

ご質問のとおり、まち・ひと・しごと創生法が施行されまして、各地方公共団体におきまして国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案して、人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョン、これを策定し、これを踏まえて今後5カ年の目標や施策の基本的方向、それに具体的な施策をまとめた地方版総合戦略というものを策定するということになっております。

これに先立ちまして、今般、地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金が交付されるということになりまして、本町におきましても、この平成26年度における地方創生先行型事業と地方創生消費喚起型事業、いわゆるプレミアムつき商品券の発行事業を先日申請をさせていただいたというところでございます。

地方創生先行型の取り組みにつきましては、国からメニューが示されておりまして、地方版総合戦略の策定というのが必修になるほか、観光振興、あるいはおっしゃられた少子化対策など6項目に関するものが当たるということになっております。本町では子供医療費の助成事業、これにつきましては新年度の予算案に計上している内容と同じというところでございます。このほか、特定不妊治療の支援事業、あるいは英語を生かした魅力ある教育の推進事業、これなどを申請しております。

なお、これらの事業の内容につきましては、追加議案として上程をさせていただきますので、その際ご説明させていただきたいと存じます。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

10番（前田 長市君）

議長。

議長（藤田 茂君）

前田議員。

10番（前田 長市君）

忠岡町に生まれてよかったと言えるような忠岡町にしていかなければ、だんだん子供が人口が減少していくということになるかと思っておりますので、しっかりとやはり地方創生に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、交付金が出ておりますが、本町においてはこの交付金はいかほど出ているんでしょうか。

町長公室長（原田 毅君）

議長。

議長（藤田 茂君）

公室長。

町長公室長（原田 毅君）

地方先行型につきましては約2,900万円、プレミアム部分、いわゆる消費喚起型というものにつきましては約2,500万円ということでございます。

10番（前田 長市君）

はい。

議長（藤田 茂君）

前田議員。

10番（前田 長市君）

ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、プレミアムつき商品券についてであります。本町もこのプレミアムつき商品券の事業をすると、このようにお聞きしております。そこで、お尋ねいたします。まず、このプレミアムつき商品券について、どのように取り組んでいくのか、まずお聞きしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

議長。

議長（藤田 茂君）

藤田部長。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

ご質問のどのように取り組むのかにつきましては、プレミアムつき商品券の発行を本町の商工会に業務委託することを考えております。

以上でございます。

10番（前田 長市君）

議長。

議長（藤田 茂君）

前田君。

10番（前田 長市君）

商工会のほうに業務を委託するということなのですが、これは販売というんですか、どこでこの商品券を販売していくわけでしょうか。

議長（藤田 茂君）

藤田部長。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

現在、商工会と本町の役場で、この2カ所での販売を予定しております。

10番（前田 長市君）

議長。

議長（藤田 茂君）

前田君。

10番（前田 長市君）

この商品券は、総額としまして、2点目のところなのですが、発行の総額ですね。それと、プレミアム部分ですね、ここの金額はどのようになっているのでしょうか。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

議長。

議長（藤田 茂君）

藤田部長。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

発行総額につきましては7,800万円、うちプレミアム分につきましては1,800万円を予定しております。なお、販売価格につきましては、1冊1万円を予定しておりますが、30%の3,000円を上乗せをいたしました1冊1万3,000円分の消費が可能な商品券となるよう計画をしております。よろしくお願いいたします。

議長（藤田 茂君）

前田君。

10番（前田 長市君）

1冊1万円ということなのですが、全体でプレミアムを1,800万円つけて、元金が6,000万ということなんですね。ということは、6,000枚ですね。1万円の商品券が6,000枚発行するということですね。そういうことですね。その中身について、例えば500円とか、1万円の中身は500円券とか1,000円券とかありますね。その辺はどうなってますでしょうか。

議長（藤田 茂君）

藤田部長。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

500円の商品券を26枚、これで1万3,000円とする予定をしております。

議長（藤田 茂君）

前田君。

10番（前田 長市君）

その商品券は、もちろん忠岡町で経済効果を上げるために忠岡町で買うわけですが、買えるのは誰でも買えるんですか。忠岡町の住民以外で岸和田の市民が、また泉大津の市民でもこの商品券は買えるんですか。

議長（藤田 茂君）

藤田部長。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

忠岡町以外のご住所、住民の方でも購入は可能でございます。ただし、消費できるのは忠岡町内の手を挙げていただいた登録店のみになる予定でございます。

10番（前田 長市君）

はい。

議長（藤田 茂君）

前田君。

10番（前田 長市君）

わかりました。詳しいことは、また委員会等で説明があるとお聞きしておりますので、わかりました。

発行されるのは、できるだけ早くこのプレミアムの商品券を発行していただきたいと思うわけです。地域によっては、9月からの商品券を販売するとかいうふうなところもあるようですが、本町としてはできるだけ早く住民の皆さんにこの商品券を販売していただき、消費の喚起をできるだけ早くにしていきたいなと思いますので、その辺いつごろからいつまでその商品券が使用できるのか、その辺だけひとつ答弁お願いいたします。

議長（藤田 茂君）

藤田部長。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

ご質問の販売、それから使える時期につきましては、平成27年、ことしの6月末ごろから商品券の販売を開始いたしまして、7月から12月までの半年間を商品券の使用可能期間と、こういうふうにする予定をしております。よろしくをお願いいたします。

議長（藤田 茂君）

前田君。

10番（前田 長市君）

我が党におきましても、このプレミアム商品券については推進しているところであります。だから、どうかひとつ地域の消費喚起を促すのが目的でありますので、町内全域の飲食店、また小売店が利用できるような、そのようなプレミアム商品券にしていきたいことを希望して、質問を終わります。

議長（藤田 茂君）

以上で、前田 長市君の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。午前11時20分から再開いたします。

（「午前11時05分」休憩）

議長（藤田 茂君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午前11時20分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（藤田 茂君）

次に、河野 隆子君の発言を許します。

6番（河野 隆子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

河野君。

6番（河野 隆子君）

6番、日本共産党、河野隆子でございます。

まず初めに、きょうは3月11日、東日本大震災が起きまして4年に当たる日であります。たくさんの方々の命を失われた方々への哀悼の意と、まだまだ避難生活を送っておられる皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。

では、ただいまより一般質問をさせていただきます。町長の施政方針に対する一般質問でございます。

施政方針で、高齢者福祉の充実について、「第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう」と、このように述べられております。そこで、まずこの4月からスタートする第6期介護保険事業計画について、お尋ねいたします。

2006年の新予防給付の創設によって、要介護1だった人たちの6割が要支援2へと移行いたしました。要支援2の人は、要介護認定基準時間では要介護1の人と全く差がなく、介護の必要度は同じであります。2012年4月、介護報酬改定による生活援助の時間区分、60分を45分に切り下げたことによるこの影響は要支援者にも及んでおります。

3年ごとに見直される介護保険料は上がる一方で、本町もさきに開かれました3月2日の本会議では、共産党議員団以外の議員による賛成で基準額は年間6万1,170円から6万1,358円と保険料の値上げが可決されてしまいました。その一方で、昨年6月に公的責任を放棄し、自助、共助に置きかえる医療介護総合確保推進法を安倍自公政権は可決、強行し、介護保険制度始まって以来の大改悪がめじろ押しであります。

悪法の1つに、要支援1・2の人のホームヘルプサービスの訪問介護とデイサービスの通所介護を保険給付の対象から外して、市町村事業に移すという改悪については、昨年の12月議会では是枝議員も質問されております。新総合事業には、既存の介護事業者以外にNPOやボランティアの活用も推進するとされております。

昨年11月末現在の要介護状態の区分を見ますと、要支援1が115人、要支援2が132人で、認定者の27.3%を占めております。先ほど申し上げましたように、要支援者は決して軽度ではありません。厚生労働省は要支援者を一くくりに軽度者と呼んでいますが、多くの要支援者はさまざまな疾患を抱えて、病状が不安定であるということがあります。がんの手術後、腰も悪く、足の裏には床ずれのようなものもでき、炊事場では椅子を置いてしか調理ができない。要支援の方には、おひとり暮らしで高齢者の方もたくさんおられます。何とか週1回のホームヘルパーの利用で必死に生活をされているんです。うつ病や引きこもり、認知症の方もいらっしゃいます。ちゃんと資格を持ったヘルパーさんが訪問することによって、質のよいサービスが受けられております。

4月からスタートする第6期介護保険事業計画で、要支援1・2の方が保険給付から外されるという改悪の中で、本町はどのような計画を持っておられるのでしょうか。もう4



月からスタートいたしますので、計画は少しは進んでいるかと思われませんが、いかがでしょうか。担当部長よりお答えをお願いしたいと思います。

健康福祉部長（萬野 義則君）

議長。

議長（藤田 茂君）

萬野部長。

健康福祉部長（萬野 義則君）

ご質問の介護予防日常生活支援総合事業につきましては、国の最大猶予期間である平成29年4月からの開始と考えているところでございます。また、サービスの類型につきましては、訪問型サービスでは認知機能の低下により日常生活に支障がある症状、行動を伴う方や、退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な方などに対しましては、現行の訪問介護相当の予防給付の基準を基本とした訪問介護事業によるサービスが行われます。

通所型サービスでは、既にサービスを利用しており、サービス利用の継続が必要なケースや、多様なサービスの利用が難しいケースの方には、集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善、維持が見込まれるケースにつきましては、予防給付の基準を基本とした通所介護事業によるサービスが行われます。また、多様なサービスとしまして、状態などを踏まえながら住民主体による支援など多様なサービスの利用を促進するため、人員等を緩和した基準による事業者委託や、住民主体の体操、運動等の行動など自主活動として行う生活援助等のサービスを想定しております。

いずれにしましても、事業移行後も必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用しただけことが可能でございますので、よろしく願いいたします。

6番（河野 隆子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

河野君。

6番（河野 隆子君）

今、猶予期間のご答弁がございました。これにつきましては、昨年12月の是枝議員の質問で2年の猶予期間を持つということで、2年間は現状どおりではあるが、3年目からは総合事業に移行していくというふうに聞いております。

先ほども申し上げましたように、週一、二回のホームヘルパーの利用や、送り迎えをしてもらって通うデイサービスは、在宅の高齢者にとって何とか命をつなぐサービスです。総合事業の問題点としては、緩和した基準によるサービス、つまり専門性を問わない無資格者を大量に雇用することを指定事業者に奨励しているということ、利用者の希望はないがしろにされて、可能な限り住民主体のボランティアなど安上がりのサービスに移されて

いくという方向が示されております。

要支援の方、予防給付でありますから、予防はちゃんとしていないと症状がどんどん悪くなって、介護に移るという心配もされます。予防するということが本町の役目であって、今の水準を守っていただく、先ほど萬野部長からは相当のサービスという言葉がありました。これは是枝議員も指摘させていただきましたように、相当というのは同じではないということでもあります。水準を下げない、住みなれたこの忠岡町で自分らしい暮らしができる、そういったことで今の状態、水準を下げない、そういったお約束をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。もう一度答弁をお願いしたいと思います。

健康福祉部長（萬野 義則君）

議長。

議長（藤田 茂君）

萬野部長。

健康福祉部長（萬野 義則君）

ご指摘のように、既存サービスの相当ということでございますが、私は同等と考えております。したがって、要支援1・2の方に対しましても今までどおりのサービスを受けていただくと、このように思っております。

6番（河野 隆子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

河野君。

6番（河野 隆子君）

そうしましたら、相当というのは同等であると今答弁されたわけですから、水準は下げない、そういったことでよろしいですね。うなずいた。すみません。

昨年もケアマネさん、そういった方に役場で私もよくお会いします。非常に要支援の利用者の方が不安を抱えておられる、もう使えないのではないかなど。一生懸命在宅で頑張っておられる方々が、そういった不安を抱えておられるということでもあります。

町長にここでお聞きするわけですが、住み続けたいまちと、こういうふうによくおっしゃっておりますので、この要支援1・2の保険給付から外すという国の悪政、これから住民の命を守るという、健康を守るという点で、町長さんのお考えはいかがでしょうか。

議長（藤田 茂君）

河野君、この質問に関しては3回目ですので、町長の答弁をもって最後にいたします。

町長（和田 吉衛君）

国の打ち出す基準、あるいは水準に合わせていくことも、本町としてはいたし方なく取り入れていきたいと思っています。また、住民のニーズに合わすということは、もうこれは私どもの責務でもありますので、こういう点で住民に沿った介護の方向を見つけていき

たいと、こういうように思っています。

6 番（河野 隆子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

河野君。

6 番（河野 隆子君）

ぜひ水準を下げないで、現行どおりやっていただきたいということをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

交通弱者の高齢者が利用しやすい福祉バスをという質問でございます。福祉バスの乗車人数は、昨年1年で1万3,631人、1日平均56人であります。高齢者や障害者の大事な交通手段となっております。再三、党議員団では福祉バスの土曜日の運行や、バス停や運行コースの見直しも改善していただきたいと要求させていただいているところであります。

2015年忠岡町高齢者福祉計画では、高齢者が活動しやすい生活環境づくりで移動の支援とし、高齢者や障害のある人の交通の利便性の向上を図るため、福祉バスの運行を初めより効果的な方法について総合的に検討するというふうに載せられております。住民の要求もよく聞くところでございますが、利用しやすい福祉バスに改善されるよう検討していただきたいと思っております。この点についてはいかがでしょうか。

健康福祉部長（萬野 義則君）

議長。

議長（藤田 茂君）

萬野部長。

健康福祉部長（萬野 義則君）

福祉バスの運行につきましては、基本的には総合福祉センターの利用者の送迎用として運行しているものでございますので、ただいまご指摘いただきましたあらゆる福祉の観点からということに対しましては、ちょっと外れるのではないかと、このように考えております。

6 番（河野 隆子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

河野君。

6 番（河野 隆子君）

残念ながら毎回同じご答弁であります。いつも福祉センターとセットであると、そういったお考えであるようです。

平成25年度のこの福祉バス、決算書では福祉バス運行業務委託料432万1,800

円と上がっていますが、平成27年度の予算書では随分とお安くなっているようです。幾らを見込んでおられるのでしょうか。

健康福祉部長（萬野 義則君）

議長。

議長（藤田 茂君）

萬野部長。

健康福祉部長（萬野 義則君）

27年度の予算要望しております内容でございますが、バスのリース代といたしまして、月4万6,332円、年間で56万円、運転手の人件費といたしまして258万円、ガソリン代といたしまして39万2,000円、バスの保険代といたしまして約6万円、合計で359万2,000円、予算要求いたしております。

以上でございます。

6番（河野 隆子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

河野君。

6番（河野 隆子君）

経費を抑えるために努力もされて、非常によい方法をとっていただいたと思います。しかし、残念ながら運行は現状のままでいかれるというお答えであります。高齢者や障害のある人の交通の利便性の向上を図ると、このように言うのであれば、福祉センターの送迎バスという位置づけ、考え方ですね、これから福祉バスをコミュニティバスというふうな考え方を発展させていく。そうしますと、大変便利のいい、住民が利用しやすいバスになろうかと思うのですが、このことについて再度お尋ねしたいと思います。

健康福祉部長（萬野 義則君）

議長。

議長（藤田 茂君）

萬野部長。

健康福祉部長（萬野 義則君）

ただいまご指摘いただきましたコミュニティバスにつきましては、運賃の徴収等も考えなくてはなりませんので、現在のところ本町になじまない、このように考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

6番（河野 隆子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

河野君。

6番（河野 隆子君）

本町になじまないという今お答えでございましたが、なので先ほども申しましたように、福祉センターへの送迎という考え方じゃなくて、住民が利用しやすいコミュニティバスを考える、そういった方向性を持っていくと、そういうことを申し上げているんです。ぜひこれについては今後も検討していただきたいと、そのように思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、高齢者福祉計画の中の高齢者サポート等の育成という分ではありますが、これほどのように進められるのでしょうか。

健康福祉部長（萬野 義則君）

議長。

議長（藤田 茂君）

萬野部長。

健康福祉部長（萬野 義則君）

高齢者サポートなどの育成につきましては、まず本町といたしまして、生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすものとして、生活支援コーディネーターの配置を図ってまいりたいと考えているところです。その後におきまして、生活支援コーディネーターが生活支援介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の要請、発掘等の地域資源の開発や、そのネットワーク化などによりましてサポートしてまいりたいと考えているところでございます。

コーディネーターの職種や配置場所につきましては、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定で、市町村や地域包括支援センターと連結しながら活動することが重要であることから、本町で養成してまいりたいと、このように考えております。

6番（河野 隆子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

河野君。

6番（河野 隆子君）

ちょっとわかりにくいんですが、つまりはボランティアなどを募って、介護予防サービスの充実に向けて生活支援の担い手をつくっていくと、そういったことであろうかと思えます。高齢者サポーターというのは、隣近所の方を考えておられるのでしょうか。私のご近所でも、軽い認知症でおひとり暮らし、常にご近所でおかずを一品持っていったりとか、様子をうかがいに行ったりと、地域で支えていっているという例もございます。

本町でも高齢者のひとり暮らしがふえる中で、行政とケアマネの間を支えていってもらうということで、ご近所の人にサポーターしてもらい、気になる高齢者を忠岡町でもつか

んでもらうということは大事なことだと思います。

ボランティアの方の育成といっても、いろんな条件やさまざまな問題も出てくるでしょうから、計画を立てても足を踏み出すまではなかなか日にち、時間もかかると思います。いかがでしょうか、これについてももう一度答弁お願いしたいと思います。

健康福祉部長（萬野 義則君）

議長。

議長（藤田 茂君）

萬野部長。

健康福祉部長（萬野 義則君）

まず、高齢者サポーターにつきましては、介護の必要な方は当然でございますが、全ての高齢者に対して手助け、支え合いをしていただける方を想定しております。また、ボランティアに関しましては、自主的に無償で社会活動などに参加し、奉仕活動していただける方を広報及びホームページで募集してまいりたいと考えております。また、そういった方が近くにおりましたら、ご一報くださいますようよろしく願いいたします。

6番（河野 隆子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

河野君。

6番（河野 隆子君）

全ての高齢者を支えると、そういったお答えでございました。ボランティアを募るといっても、福祉委員の方もなかなか担い手がないと、そういった地域でのいろんな悩み事も聞くこともございます。ボランティアを募るというのも大変汗をかく仕事ではございますが、役場もしっかりとその点はフォローしていただいて、しっかりとサポートしていただきたいと、そのように思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

次に、福祉計画にいろんな施策、事業が計画されております。地域包括支援センターの機能強化をされるということですが、地域包括ケアシステムは具体的にどういったことをお考えになっているのでしょうか、答弁をお願いしたいと思います。

健康福祉部長（萬野 義則君）

議長。

議長（藤田 茂君）

萬野部長。

健康福祉部長（萬野 義則君）

地域包括ケアシステムにつきましては、被保険者が可能な限り住みなれた地域で、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保険医療サービス及

び福祉サービスに関する施策、予防または要介護状態等の軽減、悪化の防止のための施策、地域における自立した日常生活の支援のための施策を包括的に推進するための地域ケア会議を実施し、個別事例の検討を通じ、地域のニーズや社会資源を把握し、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めてまいります。

具体的には、地域包括支援センターにおいて、住まい、生活支援、介護、医療、予防等の多職種に協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確にし、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映につなげてまいりたいと、このように考えております。

6 番（河野 隆子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

河野君。

6 番（河野 隆子君）

国は、効率的な医療提供体制と称しまして、2025年に向けて病床数を削減し、病院追い出しを促進しながら、その受け皿としまして、地域包括ケアシステム、そして費用負担の強化、こんなことを進めようとしています。

町長の施政方針でも、さらなる地域包括ケアシステムを推進してまいりたいと、このように述べられておりますが、国は医療から介護へ、病院施設から地域、在宅へと社会保障の公的責任を放棄して、安上がりのサービスに移していく、そういった方向に進めようとしているということが画されているわけです。入院してもすぐに家に帰される。病院に置いてもらえない。ひとり暮らしで骨折して、最近ではありますが、骨折しているが、簡単な手術の後は家に帰される。両腕骨折でありましたから、大変家に帰っても生活できないと、お困りの声もございました。このように家に帰ることを望まないという人も、望まないというか、家に帰っても生活ができないという方もいらっしゃる中で、そういったことを行政がきっちり把握をして、ちゃんと対処することができるのでしょうか。

そこで、町長にお聞きしたいと思うんですが、高齢者が健康で安心して忠岡町に住み続けるためにも、高齢者を守っていただくというのは町長の役割であると思いますが、この点についてはどうお考えでしょうか、ご答弁お願いしたいと思います。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

高齢者によらず弱者の皆さんが役場に期待されるということについては、非常にうれしく思います。したがって、役場の窓口、また保健センター等々で住民のそういった問題について受け答えをしっかりとしていきたいと、こういうことが弱者の皆さん方の立場に立っているものだと思っております。

6 番（河野 隆子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

河野君。

6 番（河野 隆子君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。では、最後の質問に移りたいと思ひます。

木造民間住宅の耐震補助引き上げについて、お聞きをしたいと思ひます。先ほども申し上げましたように、きょうは東日本大震災から4年という月日がたちました。とうとい命が失われましたが、来るであろうという南海・東南海地震も心配されているところであります。

住民の命を守る、少しでも減災につなげていく、そういったことで党議員団からも耐震補助の引き上げ、これについては何度も議会で要求させていただいたところであります。昨年、平成26年4月1日からは、補助金額は40万円から70万円に、非課税世帯は60万円から90万円に引き上げをされたところであります。そこで、もう1年がたとうとしておりますが、件数はふえたのでしょうか。担当部長よりお答えをお願ひしたいと思ひます。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

議長。

議長（藤田 茂君）

藤田部長。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

ご質問の民間住宅耐震補助制度につきましては、議員仰せのとおり、平成26年4月1日より補助金額などを拡充させていただきました。そのことが効果をあらわしたのか、診断の問い合わせの件数はふえておりました、診断の申し込みは予算の10件を超えまして、現在11件となっております、補強工事の申し込みも1件あったところでございます。

6 番（河野 隆子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

河野君。

6 番（河野 隆子君）



診断の申し込みは、ここ数年調べてみますと1桁台でありましたが、この1年では10件から11件と2桁になったということでございます。しかし、補強工事となると、数年前に1件あったことを私も覚えておりますが、今お答えで1件ということでありましたから、合計でたった2件ということでございます。耐震工事となると、300万円、400万円、500万円と非常に高額になるから、やりたくてもできないというのが実態だということも、当局もおわかりだと思います。

かねがね指摘もさせていただいています避難路と言われる経路の周辺、耐震化は今答弁されたように全然進まない中で、こういった手だてを今とっておられるのでしょうか、その点についてもう一度お答えをお願いしたいと思います。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

議長。

議長（藤田 茂君）

藤田部長。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

議員仰せの診断を受けられた方々も、補強工事への願望はあるものの、老朽した家屋に多額の費用をかけることへのためらいが感じられまして、建てかえを検討する方もおられるのが現状でございます。

対策といたしましては、啓発活動につきましては、耐震化を促進させるための取り組みといたしまして、町広報での啓発を初め防災訓練での耐震相談、戸別訪問などを行い、普及啓発活動を行ってまいりました。この啓発活動につきましては、大阪府との今後も連携を図りまして、さまざまな機会を利用して、耐震化の重要性や、耐震改修工事の紹介などを行い、耐震化の促進に今後も努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

6番（河野 隆子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

河野君。

6番（河野 隆子君）

啓発活動はさまざまな分野でされているようですが、残念ながら全く進んでいないと。耐震改修の計画では、27年度、今度の4月からの年までには900戸の耐震化を目標というふうに掲げておられましたが、なかなかそこまでは手が届かないといった状況であります。

そこで、最後に町長に答弁をお願いしたいわけではありますが、進まない理由は当局もわかっておられます。ぜひ補助金を増額して、これを進めるために力を入れていくというのが、地震が起きてからでは遅いですので、増額を検討していただきたいと。これは町長の

判断によると思いますので、最後に答弁をお願いしたいと思います。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

ただいまの議論の中にかがわれますように、住民の皆様の間には非常に強い関心があります。そういう意味においても、私としても強く受けとめていかなくてははいけませんので、今後も国や府の援助、支援を受けて、町として拡充していきたいので、国、府へ要望を強めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

6番（河野 隆子君）

一言だけ、すみません。

議長（藤田 茂君）

はい。

6番（河野 隆子君）

国や府に補助の要望、そういったことも大切であります。本町としても独自の増額、そういったことも検討していただきたいということを最後をお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

議長（藤田 茂君）

以上で、河野隆子君の一般質問を終結いたします。

議事の都合によりまして暫時休憩いたします。再開は午後1時からといたします。

（「午前11時50分」休憩）

議長（藤田 茂君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（藤田 茂君）

是枝綾子議員の一般質問に入ります前に、ここで、東日本大震災の発生から4年を迎えるに当たり、犠牲となられた多くの方々のご冥福をお祈りするため、黙祷を行いたいと思います。皆さん、ご起立願います。

（全員起立）

議長（藤田 茂君）

黙祷。

( 黙 禱 )

議長（藤田 茂君）

黙禱を終わります。ご着席ください。

それでは、一般質問を再開いたします。

是枝綾子君の発言を許します。

5 番（是枝綾子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

是枝君。

5 番（是枝綾子君）

5 番、日本共産党の是枝です。

きょうで、東日本大震災から4年を迎えます。犠牲となられました方々に心から哀悼の意を表します。被災者のなりわいの復興はまだまだおこなわれています。原発の事故による東京電力の住民への補償も不十分な上、東京電力は営業損害への補償を打ち切る案を出すなど、無責任きわまりない態度に出ています。震災・原発事故の被災者のなりわい、また生活が普通の生活に一日も早く戻るように、安倍内閣と東京電力に強く求めるものです。

それでは、町長の施政方針に対する一般質問を行います。

まず1つ目は、本町の子育て支援を進める町長の政治姿勢についてお聞きいたします。

政府、内閣府の発表でもあるように、今、子供の6人に1人が貧困であるという数字が発表され、大変な驚きを呼んでいます。1クラス40人のうち、6人から7人が貧困だということです。貧困家庭に育った子供は大人になっても貧困のまま、貧困から抜け出せない貧困の連鎖も問題視されています。貧困の連鎖を断ち切る取り組みや支援を新たに国や、そして自治体が行っていくことが求められています。

今、母子家庭の母親の81%が働いていますが、そのうち半分の52%がパート、アルバイト、派遣社員であり、非正規雇用の労働者です。母子家庭の平均就労収入は179万円、両親と子供世帯の平均収入の3割にも届きません。ひとり親家庭の相対的貧困率は約55%であり、そのうち85%を占める母子家庭への経済的支援の拡充は急がれる課題であります。

そんな中、昨日、忠岡町の子ども・子育て会議が開かれ、「忠岡町子ども・子育て応援プラン2015」が策定をされました。昨日のきょうですので、私が今持っているのは、パブリックコメントのための、その「素案」の段階のものであります。

この計画は「忠岡町総合計画」の部門別個別計画として位置づけられていて、このように書いてあります。「本計画は、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取り組みの基本方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子育て支援事業の具体的な取り組みを示すものであり」と述べられているように、この計画の方針に沿って、忠岡町の子

育てに関する施策が進められるわけであります。

また、この計画の法的根拠は3つの法律、「子ども子育て支援法」、改正された「次世代育成支援対策推進法」「子ども・若者育成支援推進法」によるもので、平成でいいますと22年から26年までの計画期間であった、この「忠岡町次世代育成支援後期行動計画」の成果と課題を踏まえて再構築をされています。この「忠岡町次世代育成支援後期行動計画」では「援助の必要な家庭への支援への経済的負担の軽減」ということで、「医療費の助成や児童扶養手当の支給を行います」と述べられていました。新しくできた本町の「応援プラン」では、37ページに、子供の貧困問題が増加していると述べられ、「本町においては、人口1人当たりのひとり親家庭が大阪府や全国水準よりも高く」、中略しまして、あと「子どもの貧困問題の解消にとっても重要なことから、総合的な対策の充実が必要です」と、このように58ページに、子供の貧困問題、これは大変重要なことだと、解決するのが重要だと、こう書いてあります。

そして対策として、「ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、生活保護支給事業を初め、ひとり親家庭医療制度、児童扶養手当などの事業について周知し、利用の促進を図ります」と書かれてあり、国の制度を知らせるからそれを利用してくださいというような中身となっております。国の制度では不十分だから貧困問題がこれだけ深刻になってきているのに、国だけのそんな経済的な従来の支援、それで十分解決できると考えておられるのでしょうか。

先日、忠岡町のひとり親家庭の方から、こんな声が寄せられました。「この春、子供が忠岡の中学校に上がるけれど、制服や体操服やかばんやいろいろ買うお金が、まとまったお金が要るんだけど、貯金がないし、本当に苦しい。就学援助は夏休みに入らないと入ってこない」ということで、大変入学準備のお金に困っているというお声を聞きました。この方はアルバイト、パートの店員さんであります。この給料では毎月の生活で精いっぱいだと思います。このような家庭には入学準備金が必要ですが、以前は本町には「母子家庭児童福祉奨学金」といって、1カ月3,000円、2月ごろの年度末に半期分の1万6,000円が支給されました。1か月3,000円ですが、「これが大変ありがたかった」と、入学準備金ということになりまして、「大変ありがたかった」というお声をよく聞きました。しかし、本町の財政健全化や集中改革プランの中で、平成18年度から廃止されてしまいました。

本町の応援プランでは、子供の貧困が問題だとは述べられていますが、国などの今の経済的支援制度だけでは不十分だから子供の貧困があるのではないかと、私は思うわけであります。

町長の施政方針では、子育て支援について、子供の貧困問題への対策がありませんでしたので、また、この応援プランにもありませんでしたので、町長として忠岡町独自で、この問題についてどう取り組まれていかれるのか、お答えをいただきたいと思います。町長

よりお答えをお願いいたします。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

私が思うのに、子供が貧困を感じ、その重圧に負けるということは大変不幸なことであり、社会も暗い面を持つことになると思います。したがって、親も社会も子供たちも保護、育成をしっかりと、育てていくことが望まれるのではないかと、こういうように思っております。子供たちにつらい思いをさせてはいけなないと、こういう思いでおるわけですが、いうものの親も子も今や競争、競争の社会で住んでおまして、その社会が進行し、厳しい世の中となっていることは、私は感じています。

したがって、本町もできるだけ子供たちへの就園、就学支援に多額の支出をしているつもりであります。頑張っているところでございますので、お認めいただきたいと、こういう思いであります。子供たちの保護、育成については何とかカバーしていくことが国や本町の責務だと思っております。そういうことを思いつつ、提起をお聞かせいただいたと思っておりますが。

議長（藤田 茂君）

是枝君。

5番（是枝 綾子君）

前半の前段のお答えはそうだなと思いながら聞いていたんですが、結局のところ経済的負担軽減については、忠岡町は独自には何も持ち得ていないというふうにしかならず、ちょっと取れないようなお答えだったと思います。気持ちはあるんでしょうけれども、具体的にさせていただかなければ、負担軽減の施策は行われたいはずであります。

そこで、その経済的負担軽減については、忠岡町としてはどうなのかということをお聞きしたわけでありまして、一つちょっと提案で、就学援助の部分について、忠岡町独自で上乗せして頑張っているということは認めていただきたいということはありません。それはそれで非常にありがたいことですが、その就学援助のお金が夏休みまで入ってこないから、入学の準備にちょっと間に合わないというお話もさせていただいたので、その点についてちょっと例を出して申し上げますけれども。

それまでありました母子家庭の児童福祉奨学金が廃止されて、わずかでも経済的支援を忠岡町がしてくれていたというのがなくなったのは、大変大きいというお話を申し上げました。ですから、それに近いものを復活してほしいという立場で質問させていただいてるんですが、せめて就学援助の前倒し支給の扱いで、入学準備金的に貸し付ける制度ぐらいあってもいいのではないかと、いうふうに私は思うわけでありまして。忠岡町が独自の何か

財源をもって支出しないといけないことでなく、これならばすぐにでもできるのではないかということでもあります。こういう温かい施策ができないものなのでしょうか。

経済的支援、子供の貧困問題の解決の大きい部分は、貧困というのは経済的な問題なんです。貧困というのは。そこに総合的な対策、国もやっています。でも、それだけではどんどんふえていく、解決にならないから、忠岡町もいろんな援助をするんだけど、一番経済的な支援の部分についてが弱いということを私は指摘させていただいているんです。その点で、子供の貧困問題の解決の一助となる忠岡町独自の発想は、町長はお持ちではないんでしょうかということをお聞きしてるんです。経済的負担軽減についてお考えはないのかどうかということでもあります。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

先ほどの質問には、非常に多岐にわたり幅がありましたので、私はこの面でお答えをいたしました。

ただいまの質問は、多分母子家庭に対する質問だと思いますが、今のところ来年度はそういうような施策を考えておりません。なぜならば、まだ財政健全化の途中でもありますし、そのかわりいろんな面において子供の保護、育成については、住民ニーズに合ったことをしていくほうが優先的だと、こういうふうに思っております。

5番（是枝 綾子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

是枝君。

5番（是枝 綾子君）

そういう温かい支援策の発想は持ち得ていないというお答えでありました。大変寂しい思いであります。これは子育て応援プランの中に子供の貧困問題を解決していくということが述べられているにもかかわらず、経済的な問題のこの貧困問題について、忠岡町ではすることはありませんということは矛盾しているのではないかと。述べていること、解決しなければいけないと課題に挙げておいて、具体的施策にはないと。これはプランとしては成立し得ないのではないかというふうなことは指摘をさせていただきます。この点については引き続き議論をしていきたいと思っております。当初予算では組まれていませんが、補正予算等でいろいろとまた充実をさせていく、そういう立場で私は予算委員会や議会でもこの問題については引き続き取り上げていきたいと思っております。

時間がございませんので、次の質問に移りたいと思っております。

2点目、男女共同参画について町長の、これも政治姿勢についてお尋ねいたします。

本町の10年間の「男女共同参画計画」が策定されて、新年度で折り返しとなりまし

た。計画だけではありません。「忠岡町男女共同参画推進条例」までできて、一生懸命、忠岡町が男女共同参画の施策に取り組まないといけなくなったのですが、実態は残念と言うしかありません。町長の姿勢に変化があったわけでもなく、表現は悪いですが、今までの延長でしかないというふうに私は思っております。

本町5階の人権広報課の窓口に置いてあるこのチラシですね。町長、ごらんになられたでしょうか。「広報ただおか 男女共同参画特集号」、去年の6月に発行されたものでありますが、「女性の活躍促進!!」の文字が大変バンと出ていまして、大変気になりました。というのは、どこかで聞いた言葉だと思います。安倍政権の言う「女性の活躍推進」と重なって見えるからであります。安倍政権は、男女の格差、賃金格差ですね。そういった格差の是正もなく、女性差別撤廃の言葉も政策もなく、自分たちが進める「成長戦略」のために女性を活用しようということではございません。忠岡町は安倍首相とは違うと思いますが、制度の紹介や啓発の内容でしたので、これはここで、これにとどめておきますけれども。

町長の施政方針には、「男女が社会の対等な構成員として様々な分野で輝きながら活動し、共に利益を享受し、責任を分かち合う社会づくりを一層推進するため、啓発・相談内容を中心としたチラシを全戸配布するとともに、文化会館と共同で講座などを実施してまいります」とあります。これで本当に男女が対等な構成員になれるのだろうか、読んだ瞬間、私は違和感を覚えました。男性の立場からは何とも思わないでしょうけれども、はっきり言って竜頭蛇尾とはこのことだと思います。男女共同参画の本町の計画と条例に立ち戻ってください、町長。「各部署の施策や事業の推進に男女共同参画の視点を推進させます」と、つくられたこの計画には載ってあるわけなんです。そして、下水道課まで含めた全ての課にわたっての施策の展開が述べられているわけなんです。

行政だけでなく、その進め方としては、住民・各種団体・企業と一緒にあって取り組むと、ここには書かれてあります。この方向の取り組みが計画にはあるんですけれども、忠岡町では余り取り組まれていない部分であります。住民の中への内向きのみでしかなく、講座に来る数十名の方の範囲でしかなかなかないような、そんなふうに思います。

忠岡町、計画をつくるのは大阪府下で一番べべたでした。最後でした。ですが、条例は即翌年にはつくられまして、条例の、もう読み上げる時間がありませんけれども、第1の目的に、町や住民及び事業者の責務を明らかにするんだということも書いてありますし、第4条には町の責務、町はやらなければいけないとかいうふうに書いていらっしやいます。こういうふうには条例までつくって宣言をして、やりますよと言っておきながら、チラシの配布と講座ではちょっと少ないんじゃないかと。それも進め方としては枠を余り広げないという、そういう従来のものであります。

そこで、ちょっと町長にお聞きいたしますけれども、チラシと講座だけでよいと思われているのか。また住民、企業、PTAなど、女性がかかわる関係各諸機関に大きく広げ

た、一緒に話し合おうということ、そういう集めるような、そういった会議とか取り組みは考えておられないのか。この2点について、この男女共同参画推進本部の本部長である町長にお聞きをいたします。ご答弁お願いいたします。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

ただいま指摘されていると、こういうふうに思っておりますが、平素は男女がともに輝く社会づくりにつかまして、男女共同参画の推進をしているわけですが、多々抜けている点、多々努力の足りないところ、まだまだ緒についたような感じの弱々しい点については、絶えず反省をしているところでございます。

先ほどご指摘を受けましたが、推進条例が制定されてもう2年がたつのに、いまだに全国一の男女共同参画が進んでいない点については非常に心苦しいんですが、この2年間、ある程度の頑張りはしたつもりでございます。

先ほど来ご指摘いただいている文化会館とか、あるいは講座、チラシについてはこれからも、それは配っただけではあかんわけで、ただ配っているだけなのか、また、それは住民がついてこないのか、またチラシの内容が悪いのか、そういった点を分析しながら階段を上がっていくべきだと、こういうふうに思っております。

文化会館や、私どもがスピーカーで大きな声を出すだけでなしに、やっぱり住民の心のひだに入っていきような取り組みも大事かと思っておりますので、企業、事業所の皆さん方にも訴えるものは訴えていかないと、こういうふうに思っております。特に商工会との連携を密にしている本町でございますので、そういった企業団の集約している団体とも効果的に持っていくための話をする必要があるんじゃないかと、こういうふうに思っておりますので、去年よりもことしという、そんな簡単でなく、頑張るということを私としては指示していきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

5番（是枝 綾子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

是枝君。

5番（是枝 綾子君）

町長、お答えになられた内容は全てこの計画の中に述べられていらっしゃいます。ですから、特別新たに何か聞いたということではないわけでありまして。企業に対してもホームページでの周知啓発や、いろいろな問題があれば企業にも担当、産業振興課の課長が言いに行きますという答弁も今までいただきましたですね。

また、ここにもちょっと、余談になりますが、ひとり親家庭に対する支援の充実という



ことで、各種助成制度や上下水道料金の減免、自立に必要な情報提供、就労支援を行いますと、ここまで本当に行き届いたそういう計画、いい計画をつくられているんですから、これを実施をしていく、やると宣言をされているんですから、計画で。これを実施をしていっていただきたい。実施をするための手だてが、チラシの全戸配布と文化会館の講座だけでいいんですかと聞いているわけなんです。ですから、それはそれでやりながら、もっと広げていくと。PTAのお母さんやお父さん方にも参加してもらおうようになぜ働きかけをしないのか。

それで、人権啓発室だけなのか、それとも教育委員会も含めてそういうのを一緒にやっているのかといえば、人権啓発室だけの取り組みになっているから、取り組みが広がっていないというふうに私は以前指摘をさせていただきましたが、そういったところで全ての課にわたって、いろんな部署にわたって取り組むということが弱いということは指摘させていただきます。それは、本部長の町長さんのやはり姿勢とかあり方でそこが変わってくるので、ぜひその点については、全ての部署でかかわっていることがあれば、これを実施をしていくという体制をこの新年度はとっていただきたい。2015年度は折り返し地点ですので。その点について、一番その隣にいらっしゃる教育委員会の皆様方と一緒に取り組むという姿勢ぐらいは、やはりそこに4人並んでいらっしゃるの、町長、その点はやはり、まずそこはちょっと取り組んでいただきたいというふうにお願いたします。それについてちょっと答弁を、いただきたいと思います。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

ご指摘ありがとうございます。今の取り組みについては頑張ってきたつもりですが、何か目にとまっていないのか、また力強さがないのか、また点検をいたしまして、さらなる前進を見たいと、こういうように思っています。

5番（是枝 綾子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

是枝君。

5番（是枝 綾子君）

町長、取り組まれていくということですので、この年度、大きく関係諸団体、ほかの部署とも一緒になって進めていただくということが進むように期待をして、次の質問に移りたいと思います。

3点目、地域経済の活性化について、町長のお考えをお聞きいたします。

町長は施政方針では、新たな本町の施策として、「経済産業省の事業である創業支援事業を本町も行う」と述べられています。これは新たに起業、創業する人に最高1,000万円上げるといふ、補助金が出るという、国から商工会を窓口に出るといふものであります。これは5年間の計画だということでありまして。新年度、この新たに創業する人の件数は、予算では5件というふうになっておりますが、本町の計画では7件という、ちょっと数字の違いがよくわかりませんが、あります。店舗や事業を借りたり構えなくても補助金が出るというふうにもお聞きをしております。年間5件の新規の創業があったとして、どの程度地域経済の活性化になるのかという点をお聞きしたいのが1つと。

時間がありませんので、2つ目の質問で、既存産業の振興についてですが、平成22年の国勢調査では、本町の工業の事業所が83カ所、商業の事業所が195カ所あります。人口1人当たりの出荷数は、忠岡町は他市に比べて多いとのことですが、既存の産業の振興にもう少し力を入れるべきではないかというふうに思います。

施政方針では、ホームページの作成の補助と融資の利子補給ということが具体的に挙げられているんですが、当初予算では商工会の補助金に684万、利子補給に300万、ホームページの補助に50万、小売業振興補助が30万であります。新規の開業の方は国から上限1,000万、お1人ですね、1件につき。町からの補助が1件10万円もあるそうで、5件ということですから50万の予算ということでありまして。何かちょっとアンバランスがあるように思われてなりません。

かつて本町の基幹産業であった繊維業、木材加工業は全く対策の項目にはもう、総合計画の中でも挙げられておりません。繊維業、下請など細々とやっていらっしゃる方もまだ忠岡町にはいらっしゃいますが、繊維産業についてはもう何も位置づけられておられないのか。また、にぎわいのあるまちづくりについての考えは、町長さんはどのようにお考えなのか、その点についてもお聞きしたいというふうに思います。

忠岡町には商店街がないため、経済産業省からの補助金が活用できないという問題があります。本町の総合計画ではシビックセンター周辺を交流ゾーンと位置づけているだけで、特にほかに何もそういうものが全くこの総合計画には、まちづくりには余りないんですね。ですから、忠岡町の地域経済の活性化について研究したり話し合ったりする、そういった機関を忠岡町が音頭を取ってつくって、事業者が抱える問題や要望をくみ上げていく、町として政策化する、そういう組織が必要ではないかというふうに思いますが、そういうものを立ち上げるお考えはないでしょうか。

いろいろといっぱい質問いたしました。みんなが話し合う、そういう機関を立ち上げていくというお考えはないのかという点について、お答えをいただきたいと思っております。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

本町の役場体制でいきますと、人的資源の不足、また町内の社会的資源の不足、こういう等々が複合しております、思うように進捗ができないのが悔しく思っている次第でございます。そこで商工会を中心に、商工業の進展を見ようということで、絶えずいろいろの点において協力、連携のもと頑張っているところでございまして、先ほど来理想的なお話がありましたので、そういった点においても主題として議論をしていきたいと思っております。

本町、私どもとしては繊維を特別とか、飲食業を特別とか、そういった力強さ、そういうようなものことはできないのが、はっきり言いまして情けなさでございますので、反省をしているところでございます。このたびの創業支援事業計画、これを武器に支援を提供する計画でございますので、住民のご理解と企業のベンチャーの方々の心に触れさせていきたいと、こういうふうに思っていますが、求めるその金額と私どもの出す金額との間に大きな乖離があると思っておりますので、これとても心配をしながら事業を進めるところでございます。そういった悩みを持ちながら、要するに本町の商工業の進展を見ていきたいと、こういうふうに思っている次第でございます。

5番（是枝 綾子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

是枝君。

5番（是枝 綾子君）

商工業の振興策は、これをしたらいけるんやという特効薬とか、そういうものは特にはなく、それぞれの地域の特性もあり、条件もありということで大変だと思います。だからこそいろんな方が、当事者がよく話し合ったり議論したり、そういう場が必要だという提起をさせていただいております。忠岡町にはそういう場を、昔からつくれと言うけど、なかなかつくられなくて、担当課が商工会と話し合いをするということで終わっているということではないかということをおちょつと指摘させていただいて、そういう場をつくっていく、町長さん先頭に頑張りたいというふうに思います。地域経済の活性化、みんなが願っていることだと思いますので、それが一歩でも進むようにというふうに私も微力ながら力を尽くしてまいりたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤田 茂君）

以上で、是枝綾子君の一般質問を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

次に、高迫千代司君の発言を許します。

1 1 番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

高迫君。

1 1 番（高迫千代司君）

1 1 番、日本共産党の高迫です。和田町長の施政方針に対する一般質問をさせていただきます。

初めに、まちづくりについてお聞きいたしますのは、住宅リフォーム制度についてであります。

本施策につきましてはこれまでも取り上げてまいりました。本町も中小企業の転廃業、消費税増税による景気が減退をする中で、業者も住民も地域も元気になるというこの制度が、今求められているのではないかというふうに考えております。

町内の商工業の活性化を図ることは忠岡町のまちづくり・産業政策としても大事な観点です。ただし、この対象は入札で何億もの大きな工事を落札する企業の話ではありません。中小企業の業者の方々です。

そして、忠岡町自身に取り組まなければならない、例えば下水道の水洗化率の向上、こうした事業にもお役に立つ仕事が住宅リフォーム助成制度であります。このことによって町の水道業者の方々が頑張っていただけ、展望も持っていただけというふうになればいいというふうに考えております。

また、昭和56年以前の住宅の耐震化なら、大工さんや瓦屋さん、畳屋さんや建具屋さんなどが頑張っていたでしょうし、行政としての産業振興の後押しにもなります。そして何よりも住民の方々が快適で安全な居住空間をつくることができるということで、喜ばれる事業でもあります。

お隣の泉大津市で実施されていますから、それを見た方は、本町でも強く望まれておられます。忠岡も小さな町ですから、全て町内で賄えるとも思っていないが、町内の業者をこうした分野で支援をしながら、できないところは仕方ありませんから、熊取のように町外もということはあると思います。

要は、早く本町でも実施をしていただくことが必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。担当部長さんよりお答えをいただきたいと思っております。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

議長。

議長（藤田 茂君）

藤田部長。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

ご質問の住宅リフォーム助成制度につきましては、経済波及効果を上げ、地域経済の活性化及び転入、定住促進を図ることを目的として制定されておりました、住宅のリフォームに対して、その経費の一部を自治体独自の財源で助成する制度であると認識をしております。大阪府内では現在4自治体の実施をしております。本件につきまして議員仰せの昨年6月議会でもご質問をいただきましたが、ご指摘のとおり、現時点では制度化はできておりません。

それと、議員仰せの耐震改修制度とこの住宅リフォーム助成制度を合わせて補助していくことで、耐震改修の促進や、また町内の水洗化の促進の目的でもあるということは認識をしております。今後につきましては、既にこの制度を導入している近隣自治体のこの数年間での実績や効果、また課題等につきまして聞き取りなどを行い、議員仰せの本町商業の活性化の一環となり、町内業者、住民、行政にとってよりよい制度となるよう、引き続き検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

11番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

高迫君。

11番（高迫千代司君）

まだお考えもいただいていないというふうに感じました。この制度は、県が力を入れているところは大変進んでいます。大阪のように府がほったらかしのところは、今おっしゃったように4自治体しかやられていないというのも事実です。

しかし、公室長さんにお聞きをしたいと思いますが、この制度が全国で広がったとき、財源ですね、これは各種の国からの交付金制度があったということで大きく広がってまいりました。その点で見れば、現在、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」、この中で地方創生先行交付金があり、地方消費喚起の項目で「住宅リフォーム助成制度」を活用できるのではないかとこのように考えています。

この件では、全国中小業者団体連絡会が1月29日、国との交渉で、中小企業庁は「地方創生で自治体に交付金が確保されているから活用してください」と回答しております。また、内閣府の地方創生推進室は「地域消費喚起・生活支援型予算2,500億円は消費喚起につながると認められれば住宅リフォーム助成にも活用できる。これは自治体の判断である」というふうに明言いたしております。

そこで、忠岡町が仮に10万円の補助金を出せば、100万にも200万にもその経済効果が期待できるというのが住宅リフォーム制度であります。まさに国の言う消費の喚起に応える制度だというふうに思っております。

本町での実施についてはいかがでございましょうか。お答えを賜りたいと思います。

町長公室長（原田 毅君）

議長。

議長（藤田 茂君）

公室長。

町長公室長（原田 毅君）

今ご質問をいただきまして、先ほど地方創生につきましてもご回答させていただいておりますけれども、地方創生の先行型ということで、今般、平成26年度は交付を受けております。今後、平成27年度中に5カ年の総合戦略を計画していくということでございまして、そのような中で地域の活性化という面で活用ができれば、そういった形も考えてまいりたいというふうに考えております。

11番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

高迫君。

11番（高迫千代司君）

ぜひ住民の方々も業者も、そして行政としてもみずからが課題としている水洗化や耐震化を進める一助になるわけですから、ぜひ早急に実現していただくように強くお願いをしておきたいと思っております。

次に、防災計画についてお聞きをいたします。

先ほども黙祷をいたしました、3・11から4年目。しかし、現実にはいまだに応急と言われる仮設住宅で暮らしをされる、こうしたことを余儀なくされている方々がおられますし、実際の恒久住宅の建設は2割だというふうに聞いております。おまけに今でも23万人の方が避難をされている。こうした状況が、本来、力を入れると言ったはずの自民・公明の安倍政権のもとでなかなか進んでいないというのが現実です。ましてや予算の流用、横流し、大企業や政治家がもうけるような、そんなことがやられていたということも明らかになりましたから、現地の方は憤りをもってこの状況を眺めておられます。

私は東日本大震災以来、毎議会、防災問題を取り上げてまいりましたが、同時に現地にも足を運び、ボランティア活動を通して得た教訓や地元の方々の声を取り上げてきたところではあります。

現在、本町でも南海トラフの巨大地震と、それによる津波の被害が30年以内に7割から8割の確率で起こるとされています。天気予報で言えば7割、8割の確率というのは確実に当たるという数字になります。ですから、住民の命や暮らしを守る、こういったことでの施策の取り組みは、和田町長さんも施政方針で述べておられるところでもあります。

この件に関して、3月1日に東区の津波避難訓練が行われました。当日は雨でしたが、150人を超す方々が幼稚園の跡地に集まり、5つの集団で町民グラウンドまで避

難行動をとられました。計画は、自治会長さんを中心にして組織をつくり直すことから始まり、地域には独自の避難経路を設定して、地域のビラ、ここにもありますが、この「屯倉だより」ということで、その経路や、その経路の場所は海拔何メートルであるか、こうしたこともちゃんと書かれて住民の皆さんに配られ、周知徹底をした上で、当日は防災無線の放送もし、集まってこられた方々にはそれが聞こえたかどうかというアンケートもちゃんと取られています。消防や警察、岸和田テレビにも要請をされて参加されています。まさに自主的に考えられる十分な準備をした上での訓練でありました。ぜひ本町でも今後の参考にしていただきたい。地域防災計画の中にもきっちり組み入れていただきたい訓練の様様だったというふうに思っております。

そこで、質問の第一であります。津波の避難が必要と思われる2つの地域の訓練が終わりました。私どもはあと1つと思っておりますが、忠岡町は2つの地域というお考えです。9月の一斉訓練までには事前に行われるというふうに考えておりますが、どうした計画を持っておられるのか、まずお聞きをしたいと思います。

町長公室長（原田 毅君）

議長。

議長（藤田 茂君）

公室長。

町長公室長（原田 毅君）

高迫議員おっしゃられたとおり、3月1日に東区のほうで避難訓練をしていただいたということで、私も実際に行かさせていただきました。忠岡小学校区は4地区ございまして、南海本線より西側の南区におきましては、南海線を越えるということでお願いをしているところでございまして、もう1地区、西区におきましては避難訓練をしていただきたいという地域でございまして。今のところ、平成27年度に入りましたら、西区において避難訓練をしていただけるかなというようなことで、少しお声をいただいております。

先ほど9月の話もありましたけれども、今度は9月に津波の一斉避難訓練を忠岡小学校区において予定をさせていただいております。ぜひそれまでに実施をしていただきまして、実施していただくことによって修正事項、あるいは考えていただかなければならないことが出てくると思いますので、そういった点をご確認いただきたいなというふうに思います。また、それに当たりまして、これまで高迫議員にもご協議いただいております子供たちの参加、こういったこともあわせてお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

11番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

高迫君。

1 1 番（高迫千代司君）

今、9月までにしていききたいというお答えでありましたが、それは1つでありますか、2つでありますか。

議長（藤田 茂君）

原田君。

町長公室長（原田 毅君）

西区並びに南区という2地区でお願いしたいと考えております。

1 1 番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

高迫君。

1 1 番（高迫千代司君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に施政方針では、今公室長さんもお話をいただいた9月に忠岡町は一斉訓練を予定されていますが、12月の議会の質問の折にも公室長さんの答弁では、この訓練を総合的に取り組んでいきたい、こういう位置づけをしっかりと持った内容だというふうにお聞きをさせていただきました。

しかしながら、一斉訓練になりますと津波避難の西側の地域、ここの避難路が錯綜するという心配があります。今、公室長さんが言われたように、西区も南区もやっていただいでどうなるかということは、十分な分析と検討が必要になってくると思ひます。毎年やられて3回目になった高石市でも、訓練をすれば人の動きが錯綜してきた、いろいろ問題点があるというふうにお聞きをいたしてあります。ですから、初めてやるわけですから、その点については十分な検討が必要だろうというふうにお思ひます。

私が参加した北区の避難訓練では、紀州街道までは岸和田寄りの新開地通り一本で避難をいたしましたが、実際はそうはならないだろうと。駅下がりの通りも、また別の通りも皆さんお使いになると思うんですね。そうしたときにこの問題をどう整合性を持たせて訓練をちゃんと成功させていくかということが大事だろうというふうにお思ひます。忠岡町としたら、その避難経路については各団体の自主性に任せるのか、それとも事前に打ち合わせをして、綿密な調査で整合性のあるようにされていくのかどうかをお教へいただきたいと思ひます。これが1点ですね。

また、避難所開設の訓練をされるとお聞きをいたしてありますが、一度に多くの方が来られて混雑しても、これはこれで大変です。しっかりと対応をしていただくために事前に各地の自主防災会の方々に集まっただいで訓練をしていただく、この2段階の状況を経れば、9月のときにはより成功していくのではないかとお思ひますが、いかがでしょうか。この2点についてお聞きをしたいと思ひます。



議長（藤田 茂君）

原田公室長。

町長公室長（原田 毅君）

一斉の訓練に当たってということでございまして、おっしゃられたとおり、このままいきますと4地区でしていただけるものというふうに、私ども今仮定をしております。その際、やはり道幅等が狭い、あるいは同じ道を通るとか、そういったことでかなりの困難があるかと思しますので、これらにつきましては各自主防災会等々、事前に調整をさせていただいて進めてまいりたいというふうに考えております。

また、避難所の開設ということになりますと、私ども今考えておりますのが、忠岡町シビックセンターのふれあいホール、こちらを使いまして避難所の開設訓練をしたいなというふうに考えております。何分、収容が余り多くできないということもございまして、事前にそういった自主防災会、あるいはそのあたりの方々にお集まりいただいて訓練を事前にさせていただいて、その場では当然、受け付け等はできようかなと思うんですけれども、簡易なベッドづくりであるとか、あるいは間仕切りの作成とか、そういう体験をしていただきたいなというふうに考えているところでございます。

1 1 番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

高迫君。

1 1 番（高迫千代司君）

1点目の事前に調整していただく、これは大事なことやからぜひお願いしたいと思いません。

2点目は、今聞かしていただいて驚いたんですが、シビックセンターは避難所になっていますか。私は、忠岡中学校の体育館は避難所になっている、ですから町民グラウンドで一斉訓練を行った後に場所を移して、近くの体育館で避難訓練をされるというふうに思っていました、そうならなかったのはなぜでしょうか。その2点、お聞かせください。

町長公室長（原田 毅君）

議長。

議長（藤田 茂君）

原田君。

町長公室長（原田 毅君）

シビックセンターでございすけれども、一応今、防災計画を見直してございまして、今般その中に含んでおるというところではございまして、なぜ大きな体育館ではないのかというところではございすけれども、今調整中ではございすけれども、やはり中学校の授業というものもございまして、そのあたりできる限り使えるものであれば使わせていただき

たいとは考えておりますけれども、今のところ調整ができておりませんので、ふれあいホールという形にさせていただいているというところでございます。

1 1 番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

高迫君。

1 1 番（高迫千代司君）

まだ9月までに日にちがありますから、ぜひちゃんと大きな会場で、それこそ先ほど公室長さんおっしゃいましたね。子供も参加して訓練をしたい。私はこの訓練も授業の一環だというふうに思っています。教育委員会がどういうお考えでこの防災問題を考えているかという試金石の一つにもなろうかというふうに思っているんです。だから防災なんかは担当のほうに任せていて、私らは関係ないんだよなどというふうなことを思っておられないというふうに、私は信じたいと思います。ですから、それはぜひちゃんと決めて、広い会場でちゃんとした訓練ができるように協力をお願いもしていただきたいというふうに思っています。今うなずいておられますから、ぜひよろしく願いいたします。

次に3点目に、それとも関連をしていきますが、学校での防災教育や訓練についてお聞きをしたいと思います。

釜石にボランティアに行ってきた方から、「釜石の奇跡」とは今では呼ばないんだよということをお聞きをいたしました。これを聞いたときには驚きました。それまでには教育部長さんとのやりとりで、「釜石の奇跡」というのはすばらしいものだというお話をさせていただいておったからです。

現実に釜石市では、2013年の3月の庁議で「奇跡」という言葉は使用しない、公文書に「釜石の出来事」というふうに記載するようにしたそうです。理由は明確です。あれは奇跡ではない。訓練や防災教育の成果だ。それを実践した釜石東中学校、ここの子供たち自身が奇跡とは意味が違う、このように強く感じていたということでもあります。ですから、訓練の積み重ね、教育の積み重ねがああいうすばらしい教訓を引き出したんだという、これが「釜石の奇跡」と一般的に呼ばれる中身です。

そうしますと、ことしの1月、南部議長会のセミナーが本町で行われました。木村という講師の方が来ていただいて、お話をさせていただきました。

ここにそのときの資料がありますが、この「釜石の奇跡」と呼ばれる事態とは全く逆のことが「石巻の悲劇」ということで書かれているんですね。ここでは津波が想定されていなかったということもありますが、防災の教育や防災の訓練がやられていなかった。やられていなかったからこそ子供たちは釜石のように、自分の意思と判断で逃げるということをしないで、校庭に集まって先生の指揮を待ったということ、いざ動き出したときには津波が襲ってきて、多くの犠牲が出たというのが教訓です。

だから、この両方を考え合わせるならば、いかに学校での防災教育と訓練が大切かということが言えると思うんです。いつ来るかわからん津波のために、学校の勉強を放ってでも、そんなんでけへんのやというふうなお考えではないと思いますよ。教育長さん、やっぱり本町でも7割から8割の確率で来ると言われている南海トラフの大地震と津波ですから、やっぱりこういうものもきっちり位置づけていただく、これは教育の1つの柱に防災の問題も据えていただくというぐらいのお気持ちで取り組んでいただければ、年に1回の一斉訓練、大々的に忠岡町がやろうとしているときに、この日に合わせて中学校の訓練の日を設定していただければ、中学生も参加できて防災の教育はちゃんと受けられる、訓練も体験することができる。そうすれば先ほど公室長さんとのやりとりであったように、狭いシビックセンターの中のふれあいホールではなしに、実際に被害が起こればみんなが駆け込んでくるであろう忠岡中学校の体育館で訓練をすることもできるというふうに思いますが、いかがでございましょうか。教育長さんにお聞きをしたいと思います。

議長（藤田 茂君）

教育長。

教育長（前川喜代治君）

平時の訓練というのはとても大事であります。訓練だからというんじゃなしに、そのときの対応によって随分と、今議員がおっしゃられましたようなことが奇跡的のように起こってくるというふうに思います。学校におきましては常々、火災訓練とか地震発生時の対応の訓練は小中学校とも、幼稚園も含めてやっていることは事実であります。

ただいま質問にありましたように、一斉訓練のときに子供たちをという、そういうふうなお話であります。これは学校長との調整もあると思うんですけども、そういった中で子供たち、町全体が1つになって取り組んでいくということは、とても私も大事というふうに思いますので、今ここですぐにお約束というのはなかなか難しいと思います。学校長に対してその旨を話ししながら、でき得る限り参加していくような方向で考えたいというふうに思うんですけども、これも当然子供たちのこともありますので、約束はできないんですけども、検討はさせていただきたいというふうに思います。

11番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

高迫君。

11番（高迫千代司君）

おっしゃっていただいたように、9月までには時間がありますから、ぜひお話をいただいて、ちゃんとした訓練が、中学生の子供も参加してできるようにご協力もいただきたいと思います。

もう一つ、例えば学校の先生の研修なんかに防災の講習とか、そうしたものに行かれる

というふうな企画とか、そういうものはないのでしょうか。

議長（藤田 茂君）

大谷理事。

教育委員会理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

今ご質問ありました教員の研修でございますが、大阪府教育委員会のほうでも研修のほうを実施していただいておりますので、防災教育の担当者が各校参加してまいるということでございます。

11番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

高迫君。

11番（高迫千代司君）

ぜひご参加もいただいて、その教訓を学校の中にちゃんと広げていただく、先生も子供もちゃんと身につけていただくようにしていただければありがたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

次に、防災の意識というのは時として薄れてくる。危機意識を持っていただく啓発活動をどうするかという話であります。この木村講師のお話では「訓練には継続性と発展性が大切だ」というふうに書かれています。

継続性によって「わがこと意識」というふうに維持をすること。1つは年間計画の中に「防災訓練をする日」を位置づけること。2つには、さまざまな組織や地域の行事に「防災訓練の要素」を組み入れることです。

また、発展性ということについて、「わがこと意識」を向上させるということで、1つは前年度と違う内容に焦点を当てて、その内容をテーマとして訓練を行う。2つには他の地域や組織の行事、いいことはどんどん取り組む。こういうふうなことで地域の安全や安心は訓練と教育によって作り上げていくもの。ふだんやっていることさえなかなかうまくできないんですから、ましてや、ふだんやっていないこと、考えていないことができるわけがありません。

それをこうした具体的な啓発でしっかりと支えていくことが、防災の意識を薄れさせないで、常にそうした考えを持って対応できる人をつくっていくことができるというふうには、この中にもちゃんと書かれています。この内容を本町の防災計画の中にもしっかりと組み込んでいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

町長公室長（原田 毅君）

議長。

議長（藤田 茂君）

公室長。

町長公室長（原田 毅君）

防災計画の中身ということでございますけれども、今おっしゃられたこと、危機意識を継続していくということは非常に難しい問題でございますので、この平成27年度におきましては私ども、早い時期に阪神・淡路大震災の被災者による防災講演会を開催したいと。その後、9月の一斉避難訓練、その後、11月もしくは12月の防災訓練につなげていくというような形で、私どもといたしましても切れ目なく防災意識を持っていただけるように努めていただきたいというふうに考えております。

防災計画に盛り込む、盛り込まないは別にいたしまして、今おっしゃられたこと、継続するという事は非常に大事だということでございますので、それはもちろん私ども認識しておりますので、そのあたり注意をしてまいりたいなというふうに考えます。

11番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

最後に。

11番（高迫千代司君）

もう1点ありますが、時間がないので、この質問については予算委員に託したいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

議長（藤田 茂君）

以上で、高迫千代司君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

議長（藤田 茂君）

本定例会に付された事件は、議了いたしました。

議事の都合により、明日から26日までの15日間、休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、よって、明日から26日までの15日間、休会とすることに決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さんでございました。

（「午後2時04分」散会）